

特許庁委託事業

インド知財判決審決分析集

2015年版

2016年7月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

目次

1. 重要判決・審決
2. 調査手法

1. 重要判決・審決

1.1 特許

1.1.1 Symed Labs 対 Glenmark Pharmaceuticals

法 廷：デリー高裁

判決日：2015年1月19日

案件番号：CS (OS) 678/2013

事件概要：本件原告 Ssymed は、被告が製造する Linezolid 原薬 (API) が、原告が自身の方法特許を使用して調合したものと同一であると主張。このことから、原告は当該方法特許の侵害を主張し、とりわけ被告が原告の登録特許を侵害するような方法で Linezolid 原薬を製造しないよう、被告に対する差止命令を請求した。

争 点：方法特許の侵害に関わる事件における差止命令の付与。

判 決：裁判所は、過去の判決を拠り所に、方法特許の侵害の有無を判断する最も簡単な方法は原告のプロセスを被告のものと比較することで、特許物品と実質的に同等のものを作った場合、その者は侵害を犯していることになると判断した。裁判所はこの点を本件の事実に適用し、CHFA、PHPFMA および Zodiac-4 という中間体が存在していること、さらには、Linezolid 原薬の製造に使用したプロセスについて被告が法廷で説明しなかったことから、原告の方法特許が使われているという事実が強く示されていると判示した。

しかし、デリー高裁合議審が被告に対し弁論を維持して裁判所へ提出し、その写しを原告にも提出するよう指示し、控訴審で仮命令を取り消したため、被告は救済措置を得ることができた。

1.1.2 Gilead Pharmasset, LLC 対 Union of India

法 廷：デリー高裁

判決日：2015年1月30日

案件番号：WP(C) 687/2015

事件概要：インド特許局 (IPO) が、1970年特許法第3条(d)の禁止事項に該当することを根拠に、Gilead の C 型肝炎薬 Sovaldi の特許出願を拒絶した。当該拒絶は審査手続きにおいて決定されたが、クレームされた発明に対しては、付与前異議が3回 IPO へ提出されていた。Gilead は、特許が拒絶される前に付与前異議が申し立てられていたことから、長官が異議申立てで示された根拠を考慮に入れて特許の拒絶を決めた可能性が非常に高いと主張した。また、Gilead はデリー高裁への令状の中で、付与前異議申し立ての内容に関する聴聞の機会が Gilead に与えられていなかったことを考えると、IPO の命令は自然的正義の原則に反すると述べた。

争 点：自然的正義の原則に反して決定が下され、本案で特許出願が拒絶となった場合、再検討すべきか。

判 決：裁判所は、拒絶決定前に提出された異議申立てにより、特許法第14条に基づく検討手続きにおいて先入観が入ってしまったという見解を示した。この先入観は出願人（本件では Gilead）の利益に反するため、聴聞の機会は確実に正当化されていた。IPO は、

特許出願の拒絶の基礎となった根拠と異議申立で示された根拠が類似していたことは幸運な偶然の一致 (happy coincidence) 以外の何物でもないと主張したが、高裁は、当該異議申立の根拠が IPO に示された時点で、自然的正義の原則に従って取るべき行動は、特許法第 25 条に基づき Gilead へ通知し、同条および第 14 条に基づいて同時手続きを開始して、Gilead が検討手続きおよび付与前異議の両方に対して弁護する機会を与えることだったはずである。従って、IPO の命令は破棄され、第 14 条および第 25 条の両方に基づいて聴聞を行った上で再検討するため差し戻された。

1.1.3 Telefonaktiebolaget LM Ericsson 対 Intex Technologies

法 廷 : デリー高裁

判決日 : 2015 年 3 月 13 日

案件番号 : CS (OS) 1045/2014

事件概要 : スウェーデンの Ericsson は、2G/Edge および 3G 技術に関する標準必須の電気通信製品への実装に不可欠な特許を複数所有している。同社所有の特許は技術標準の実装に不可欠であることから、標準必須特許 (SEP) として知られている。これらの技術標準は標準化団体により決定されており、SEP 所有者は公正、合理的かつ非差別的な (FRAND) 条件で他社に使用を許諾する義務がある。Ericsson は、Intex の 2G および 3G 対応通信端末が当該標準を実装しており、よって Ericsson の特許権を侵害していると主張したが、Ericsson には当該 SEP を FRAND 条件でライセンスする義務があるため、同社が所有する特許すべてに対するライセンスを Intex に提供することを申し出た。それにも関わらず、Intex は Ericsson からライセンスを取得せずに SEP を使用し続けた。Ericsson は、Intex がライセンス契約の意思があると言いながらそれを行動に移さなかったと主張し、ライセンスなしでの SEP の使用を禁止する終局的差止命令を求める訴訟を提起した。

争 点 : SEP 訴訟における暫定的救済の付与。

判 決 : Intex は、特許法第 8 条の要件違反および同法 3 条(k)および 3 条(m)に基づく非特許事由などを理由に、Ericsson による提訴に対する不服を申し立てた。Intex は、以前にも Ericsson の特許の有効性に関して知的財産審判委員会 (IPAB) に不服を申し立てており、当該申立は係争中となっていた。Intex 側はこれを鑑み、Ericsson は一切の救済に値しないと主張し、さらに、自社特許が 2G および 3G 標準に必須であるとする Ericsson の主張は利己的であり、裁判所により立証されない限りそれを抛り所とすることはできないと申し立てた。しかし裁判所は、SEP を所有する Ericsson が支配的地位を享受し、それを濫用して法外なロイヤルティを要求していると、Intex がインド競争委員会 (Competition Commission of India) に申し立てていたことから、Intex の主張に納得しなかった。インド競争委員会は、Intex の申立を受けて Ericsson に対する捜査を開始したが、デリー高裁の見解は、Intex は Ericsson の特許の有効性および必須性を認めており、その立場を変えて当該特許が無効であること、または必須でないことを主張することはできないというものであった。裁判所は、別の訴訟であっても、当事者による自認は、他の訴訟で当該当事者に対する証拠として使用できることは法の原則として確立されていると述べた。また、裁判所は、Intex が Ericsson との交渉の際不誠実な行動をとり、インド競争委員会および IPAB の両方に 同時に提訴し

たことから、同社にライセンス契約の意思はなかったという結論に至った。これにより、Intex は以下の料率でロイヤルティを Ericsson に対し支払うよう命じられた。

- a. GSM 対応携帯／端末 - 正味販売価格の 0.8%
- b. GPRS および GSM 対応携帯／端末 - 正味販売価格の 1%
- c. EDGE、GPRS および GSM 対応携帯／端末 - 正味販売価格の 1.3%
- d. WCDMA/HSPA 携帯／端末および電話機能付きタブレット - 正味販売価格の 1.3%

さらに裁判所は、Intex に対し発令された指示を遵守する旨の宣誓供述書を 2 週間以内に提出するよう命じ、期間内に提出しなかった場合は、当該特許に関する仮差止が Intex に対して実行されることになると判示した。

1.1.4 F. Hoffmann-La Roche Ltd. & Anr. 対 Cipla Ltd.

法 廷：デリー高裁

判決日：2015 年 11 月 27 日

案件番号：RFA (OS) 92/2012 および 103/2012

事件概要：インドの製薬企業 Cipla Ltd.が、スイスに本社を置く多国籍製薬企業 F. Hoffman-La Roche が製造する抗がん剤の低価格のジェネリックを発売した。Roche はこれを不服として、自社が「Tarceva」という抗がん剤として製造するエルロチニブ塩酸塩の特許侵害訴訟を Cipla に対して提起した。

2008 年、単独審は公益を根拠に仮差止命令を拒絶した。Roche はこの決定に対し合議審へ控訴したが、Cipla 製医薬品が一般大衆に無理のない価格で提供されていることを理由に棄却された。これを受け、Roche は特別許可申請を最高裁に提出したが、これも棄却され、当該訴訟の主な救済に関する審理を開始するために単独審へ差し戻された。2012 年に、単独審は、Roche の特許請求は有効だが、Cipla が問題の化合物の多形体の一形態のみを販売しているのに対し Roche は 2 つの多形体を市場に出しているため、侵害を根拠とする仮差止は認められないと判示した。また、当該医薬品は公益となるため、比較衡量は Cipla に有利に傾いているとも述べた。Roche 社は単独審の判決に対し、再度合議審へ控訴した。

争 点：Cipla の Erlorcip (JETRO 註：エルロチニブ) は Roche の特許 IN '774 を侵害しているか。侵害している場合、Cipla はジェネリックの販売を控えるべきか。

判 決：デリー高裁合議審は、Cipla が疑問視していた特許の自明性の判断基準について、以下の 5 つのステップを示した。

- (1) 当業者を特定する。
- (2) 当該特許で具体化されている発明概念を特定する。
- (3) 通常の技術を持つが想像力は無い当業者に、優先日時点での当該技術における共通一般知識が何かを帰属させる。
- (4) 引用された事項と主張される発明との間に違いがある場合はそれを特定し、その違いが通常の試行錯誤の範囲内であるのか、複数の理論的および実践的な適用を必要とする様々な異なる段階を伴うのかを判断する。

(5) 前述の違いが、主張される発明を知っている状態で見した場合、当該者にとって自明となるステップかを判断し、後知恵アプローチを排除する。

合議審は、単独審が Cipla 製品に対して Roche の特許クレームを対比すべきだったところを、誤って Roche および Cipla 製品を比較してしまっていたと判断した。Cipla が当該多形体に到達する際に Roche 社の特許 IN'774 のクレーム 1 を明らかに侵害したため、「Tarceva」および「Erlcip」はエルロチニブ塩酸塩の多形体 B が基になっているという単独審の判断は、事実ではあるものの、本特許の対象とは無関係であった。裁判所は、控訴人の特許クレームに対して Cipla 社製品を評価し、当該クレームを複数ある多形体の 1 つに制限することはできず、化合物全体に及ぶものであると判示した。これは、化合物の多形体を生成するステップでは、間違いなく当該化合物も生成されるためであり、このため、当該化合物の多形体は全て当該化合物の部類に入ることになるだろう。これらの陳述を鑑み、裁判所は、Cipla がエルロチニブ化合物の多形体 B のみを使用している場合であっても、Roche の特許を侵害していると判示した。インドにおける Roche の特許は 2016 年 3 月で消滅するため、裁判所は同社に差止命令を付与しなかったが、Cipla に対し、50 万ルピーを Roche へ支払うよう命令した。

1.2 商標

1.2.1 Shamnad Basheer 対 Union of India

法 廷 : マドラス高裁

判 決 日 : 2015年3月10日

案件番号 : W.P No. 1256 of 2011

事件概要 : 本件は、インド憲法第 226 条に基づき提出された令状請願であり、請願人は、知的財産審判委員会 (IPAB) の委員長、副委員長および委員の任命資格に異議を唱え、当該職位は行政と司法の分立の原理を侵しており、違憲であると主張した。

争 点 : IPAB の 職位の資格基準の合憲性。

判 決 : 裁判所は、IPAB の委員長、副委員長および技術委員の任命資格を評価する前に、IPAB の職位を決定する選出委員会の職務を分析し、調査委員会は行政部に有利に構成されていることから、選定方法は司法の自由を侵害し、そのため完全に違憲であると判示した。また、1999 年商標法第 85 条 4(a)に従い、共同登録官 (Joint Registrar) の職にある者は、州司法部門で 12 年の経験がある場合のみ、技術委員 (Technical member) に任命されることができると判示された。司法委員および副委員長の任命に関する第 85 条(3)(b)および第 85 条(2)(a)の規定は、司法修習および司法部門での経験という要件を設けずに行政職員を司法職に任命する規定であったため、裁判所により違憲と判断された。

1.2.2 Micromax Informatics Ltd 対 Shenzhen Oneplus Technology Co. Ltd & Ors

法 廷 : デリー高裁

判 決 日 : 2015年4月28日

案件番号 : CS (OS) 3761/2014

事件概要 : 原告 (Micromax) は、被告に対し、自社と Cyanogen 間で締結されたアンビエントサービスおよびアプリケーション配布に関する契約 (Ambient Services and Application Distributions Agreement) の侵害を禁止する終局的差止命令、損害賠償、不当利得の返還、引き渡し等を求める訴訟を提起した。

原告は、当該契約によりインドでのアンビエントサービスの排他的ライセンスを獲得したと主張し、Cyanogen は、他の OEM と直接協働して、当該 OEM がインドで販売するデバイスにコア OS を統合しないと保証していた。

Cyanogen と非排他的契約を結んでいた OnePlus は、Cyanogen から Micromax へ供与されるすべてのライセンスに関して両社間で結ばれていた排他的契約および協定について知っていたにもかかわらず、Cyanogen の CM 11S OS を搭載し、また、原告がインド国内の OEM に対して排他的権利を持つ CyanogenMod 商標を付した携帯端末 OnePlus One を 2014 年 12 月 2 日に発表して、当該排他的権利の侵害を試みた。さらに、当該商標ライセンス契約は、第三者の権利に限定したライセンスを OnePlus に付与していたため、原告にインドでの独占権を認める原告と Cyanogen 間の契約の履行を侵害することも妨害することもできなかった。原告の契約には、当該契約が、これに先立ちまたは同時になされた当該案件に関する一切の契約に取って代わるものとする明記されていた。このことから、被告は原告の権利を侵害していた。

本訴訟以前に、OnePlus は Micromax を提訴している（案件番号：CS (OS) 3688/2014）。当該訴訟において、OnePlus は、自社がインドで契約対象に対する法的権利がないことを知っていたため、OnePlus と Cyanogen 間で結ばれた契約の特定履行を請求しなかった。

争点： OnePlus が自社製品をインドで上市することを差し止めることができるか。

判決： 裁判所は、被告に対し、自社の OnePlus 携帯電話のインド国内でのマーケティング、販売、出荷、ならびに 2014 年 9 月 26 日に施行されたアンビエントサービスおよびアプリケーション配布に関する契約に基づき、異議対象となっているソフトウェアおよび OS に関して付与された原告の排他的ライセンスの侵害を禁止する仮差止命令を下した。この仮差止命令を発するにあたり、裁判所は、OnePlus と Cyanogen との間で交わされた E メールを考慮に入れており、当該 E メールには、Cyanogen が 11 月に OnePlus とのライセンスの終了を決定していたことが示されていた。

また、他の記録資料から、OnePlus は 2014 年 11 月 24 日の時点で当該新製品をプレスリリースから除外し、マーケティングも行わないと同意したようである。しかし、同社は後日その同意を翻し、2014 年 12 月 2 日に新商品の上市を決定した。

4 月 28 日、原告は本訴訟を撤回し、同時に第一被告 1 によって提起された訴訟（案件番号：CS (OS) 3688/2014）を争う権利を留保した。

しかし、OnePlus は、撤回申請時に提示された意見のうち、OnePlus は自社 OS を開発したため Cyanogen に帰属する OS 及び商標を使用してはならないという部分に異議を申し立てた。当該意見を認めることを拒否したにも関わらず、本件は原告により無条件で撤回された。

1.2.3 Mitesh Girdhar Thakkar & Anr 対 Pravin Pandarinath Patil

法 廷： ムンバイ高裁

判決日： 2015 年 4 月 28 日

案件番号： SL/394/2015

事件概要： 原告は、被告の商標 GIKAIDO が原告の商標と同一／類似していることから、原告商標を侵害していると主張して訴訟を提起した。原告は、被告が採用しているロゴも原告側のものと同じまたは類似している美術著作物であるため、原告の著作権を侵害しているとも主張した。

争点： 商標およびロゴは原告の権利を侵害するか。

判決： 被告は、原告の登録商標およびロゴと同一または類似している標章を使用しないことで合意し、両者は和解に至った。また、被告は、格闘技の中でもとりわけ空手に関する商品で、対象の商標および／もしくは原告の周知商標であると誤認を招く商標／ロゴを付しているものの製造ならびに／もしくは小売事業を促進または宣伝しないことにも同意した。被告は、裁判所に受理された KARATE GIKAIDO SPORTS の商標登録出願（第 2599650 号および第 2599651 号）を撤回することも裁判所に約束し、商標侵害に関する本訴訟の提訴日の時点で、被告は所有していた広告商材を破棄していたと述べた。

1.2.4 Socomed Pharma Pvt Ltd 対 Sapphire Lifesciences Pvt Ltd & Ors

法 廷：ムンバイ高裁

判決日：2015年5月16日

案件番号：SL/499/2015

事件概要：原告は、被告が同一または類似の商品パッケージを採用して原告の著作権を侵害したと主張した。また、被告が使用する商標 SECOBMOL は、原告の登録商標 SOCOMOL の侵害に当たるとも主張した。

争 点：商標およびパッケージは、原告の権利を侵害するか。被告に対し差止命令を下すことができるか。

判 決：被告側は、調合薬に関し、SECOBMOL 商標パッケージおよび／または原告の SOCOMOL 商標パッケージの美術著作物、デザイン、レイアウト、配色、外装などに類似したその他のパッケージを使用して、原告の著作権を侵害したり、被告の商品を原告のものとして通用させたりしないことに同意し、両当事者は和解した。

また、被告は、いかなる調合薬に関して、SECOBMOL 商標または原告の登録商標 SOCOMOL と同一のおよび／もしくは誤認を生じさせるほど類似した文字もしくは標章を使用して原告の商標を侵害したり、被告の商品を原告のものとして販売したりしないことを承諾した。

被告は、パッケージが破棄されてから 15 日間以内に、対象となっている製品の医薬品のライセンスを放棄し、ライセンス取消に関する書簡の写しを原告に提示することも約束した。

1.2.5 Ajanta Pharma Ltd. 対 Transcend Therapeutics Pvt. Ltd. & Anr.

法 廷：ムンバイ高裁

判決日：2015年7月1日

案件番号：361/2014

事件概要：医薬品の製造および取引に従事している原告企業は、同業他社である被告に対し、誤認を招くほど類似した標章 PROCLIN を使用して原告の登録商標 PEROCLIN を侵害し、自社製品を原告のものと詐称通用し、他社にも同様のことができるようにしたとして訴訟を提起した。

原告の主張によると、原告企業は、長きにわたり調合薬の製造および取引事業で名声を確立しており、自社製品は高度な研究を通して開発され、その品質の高さで知られている。原告は、自社製品と他社製品を区別させるため、識別性の高い商標を数年にわたり使用しているとも主張した。「クリンダマイシンおよび過酸化ベンゾイル」組成物を含む調合薬に関する当該商標は、2011年に登録されている。原告は、当該商標には内在的な識別性があり、その使用は継続的かつ識別性の高いものであったと述べ、誤認を招くほど類似した標章を被告が使用することで、原告製品の注文が電話で行われた際に混同が起こることは必至であると主張した。また、「PEROCLIN」を付した製品はインド全土で販売されているため、被告はその存在を認識していたはずで、被告が当該標章を採用することは、原告の信用で利益を得ようとする不誠実な行為である。

判 決 : 裁判所は、PROCLIN 標章は誤認を招くほど PEROCLIN に類似しており、公衆に混同が生じることは必至であると判示した。裁判所は、被告に対し、PEROCLIN 商標の使用を差し止める終局的命令を付与し、10 万ルピーの懲罰的損害賠償の支払いを命じた。

1.2.6 Raymond Ltd. 対 Mr. Hemant Khandelwal & Ors

法 廷 : ムンバイ高裁

判 決 日 : 2015 年 7 月 1 日

案件番号 : SL/2490/2006

事件概要 : 原告 (Raymond Ltd.) は、被告が自身の商品を原告のものと詐称通用して原告の商標および著作権を侵害しているとして、被告に対して訴訟を提起した。原告は、繊維・服飾事業に 80 年以上従事している高名な企業である。原告は、被告が自社の看板、名刺、キャリーバッグに原告の周知商標 RAYMOND を使用してこれを侵害していること、原告が様式化された商標 RAYMOND を 1993 年 12 月 20 日付で著作権登録したこと、また、被告はそれを悪用して原告の著作権も侵害していることを主張した。原告は、自社の社名が非常に高い信用を得た周知商標となっており、自社製品は品質の高さで知られていると述べた。また、原告は 2006 年 4 月頃、特徴的な様式で描かれた当該商標を被告が利用していることに気づき、これによって被告が原告に認可された販売業者であるということが誤って示されているとも述べた。呼出状が送達されたにもかかわらず、被告は回答を提出しなかったため、本訴訟は弁護されなかった。

争 点 : 被告は原告の商標および著作権を侵害していたか。

判 決 : 裁判所は、RAYMOND 商標を同一の様式で不正に使用することは、原告の知的財産権の侵害であると認めた。また、当該商標が周知商標として保護されることができ程度に広範囲かつ継続的に使用されていたと原告が十分に証明したこと、および被告の商品を原告のものであると不当表示することで、被告は混同を引き起こすだけでなく、原告の信用と名声に損害を与える可能性があることが判示された。こうして、裁判所は、被告による当該商標の使用に対する終局的差止命令を付与した。原告が求めていた、被告に対する 10 万ルピーの懲罰的損害賠償も認められた。

1.2.7 Indian Performing Rights Society Ltd. 対 Sanjay Dalia & Anr.

法 廷 : 最高裁

判 決 日 : 2015 年 7 月 1 日

民事控訴番号 : 10643-10644 of 2010

事件概要 : 本件では、複数の上告が最高裁判所に行われており、それぞれの上告における訴因ならびに上告人の本部および支部の場所が点在していたため、1957 年著作権法第 62 条および 1999 年商標法第 134 条(2)に基づき訴訟を提起することができるかが問題となった。

上告人は、著作権法第 62(2)条および商標法第 134 条は民事訴訟法の条項に関わらず適用され、これにより原告には、業務地であれば訴因とは関係がなくても提訴できる権限が与えられていると主張した。それ故、民事訴訟法第 20 条の法的障害は適用され

ない。最高裁による判決の数を考慮すると、被上告人の便益は検討事項として適切ではないという点も主張された。

被上告人は、多国籍企業が上述の著作権法および商標法規定を悪用して被上告人を苦しめることは許されないと主張した。

争点： 上告人は、著作権法第 62 条および商標法第 134 条に基づいて提訴する際、訴因および上告人の本部所在地とは異なる支部所在地で提訴することができるか。

判決： 本件では以下の通り判示された。すなわち、著作権法および商標法の規定により、被告の業務地で提訴するという民事訴訟法第 20 条に基づく法的障害は排除されるが、訴因が発生した場所に原告本社がある場合、訴訟はその地で提起され、その他の場所で提起されるべきではない。

裁判所は、ある法律を解釈する際には、その法律が排除しようとする弊害を検討した後、その問題を抑制する解釈を採用するべきだとする原則（mischief rule）を適用した。著作権法および商標法の規定が成立する以前の法律の瑕疵により、知的財産権者は自身の居住地や業務地から遠く離れた地で訴訟を提起しなければならず、財政面で制約を被っていた。原告には自身の居住地または業務地での提訴という救済手段があるにもかかわらず、両当事者が遠隔地へ通わされるであろうことを立法者は予見していなかった。裁判所は、この解釈は著作権法および商標法に反するものではなく、原告にも被告にも何の不利益もならないばかりか、実際は適切な解釈による恩恵を受けている、と判断した。上告人は、この種の訴訟はデリーで数多く提起されており、これを専門とする弁護士も多いことから、デリーでの裁判が両当事者にとって便利であろうとの主張を試みたが、裁判所はこれを退け、利便性と弁護士の専門性によって土地管轄が決まることはあり得ないと判示した。

このため、本上告は棄却された。

1.2.8 Dinesh Kumar & Ors 対 K. Gupta & Ors

法廷： デリー高裁

判決日： 2015 年 7 月 6 日

案件番号： CS (OS) 488/2015

事件概要： 原告は、インドで商標登録されているブランド名 Organic India を所有していること、また被告が自社製品用に使用したパッケージが、原告のものと同一であることを主張した。パッケージの配色や文言までもがほぼ同一であり、当該パッケージが原告のものであるという印象を与えていた。

原告は、同社の前社長であった被告が機密情報を入手し、それを利用して原告に損害を与えていると強く主張した。

争点： 対象となっている商標は原告の商標を侵害しているか。

判決： 被告には仮差止命令が下され、原告の登録商標もしくは美術著作物を付した商品の製造、販売または販売の申出、広告、輸出、直接もしくは間接的取引、ならびに、誤認を招くほど類似した商標／商号、パッケージ、外装およびトレードドレスを使用することにより、被告商品を原告のものとして通用させることが禁じられた。また、原告から不正に入手したいかなる機密情報および営業秘密の使用ならびに第三者への開示も禁止された。

2015年7月6日、被告が原告の美術著作物の実質的複製となるラベル/パッケージを使用して当該作品の著作権および原告商標を侵害しないとする同意命令が下された。被告は、原告の事業に関する機密情報を悪用しないことでも合意した。

1.2.9 Sholay Media And Entertainment Pvt. Ltd. and Anr. 対 Parag Sanghavi and Ors.

法 廷 : デリー高裁

判決日 : 2015年8月24日

案件番号 : CS (OS) 1892/2006

事件概要 : 原告は、被告に対し登録商標および著作権の侵害などを禁止する終局的差止命令を求め提訴した。原告は、「Sholay」を含む映画フィルム 32 作品の著作権を持つ有限責任会社である。

原告によると、映画 Sholay に登場する「GABBAR SINGH」や「VEERU」などの人物には独自性と識別性があり、物語全体の中心人物でもあることから、様々な裁判所で支持されている「Especially Distinctive（とりわけ識別力のある）」および「Story Being Told（語られる話）」基準を満たしている。

映画の人气が高かったことから、原告は、「SHOLAY」や「GABBAR」など様々な商標を登録した。原告は、これらの商標が継続的かつ広範囲に使用され、法定の権利に加えて比類なき信用も得ているため、原告企業のものとして特定され、周知商標の象徴になっていると主張した。

1999年、Ram Gopal Varma 氏はインタビューで、「SHOLAY」の続編の制作を否定しリメイクを提案したが、創作上の意見の相違から原告に拒否された。2006年初頭に、原告は被告を相手取り訴訟を提起し、その結果、タイトルを「Ram Gopal Varma ke Sholay」から「Ram Gopal Varma ki Aag」に変更された。

原告側は、リメイクの権利を G.P. Sippy 氏の息子である Ajit Sippy 氏から得たということを目指していたが、原告は、被告が当該映画をリメイクするためのライセンスを得るために G.P. Sippy 氏に接触して、原告に権利があることを認識したと主張した。さらに、Sippy 氏が「SHOLAY」のリメイクに関する条件に一切同意していなかったことを示す手紙もあった。また、デリー高裁が以前に Ajit Sippy 氏を通じた主張を疑わしいものと判断していたことから、被告は同氏を通じた有効な主張ができなくなっていた。

原告は、映画「Ram Gopal Varma ki Aag」は、ストーリーだけでなく会話や歌詞、背景音楽、登場人物も類似しており、また、当該映画の宣伝記事、ポスターおよびインタビューにより、対象の映画が Sholay のリメイクであるという印象が生まれている、と主張した。

原告は、終局的差止命令に加え、取引上または売上の損失、テレビ放送や VCD 販売により得た不正な利益、および「リメイク」が失敗作と評されたため原作映画の名声も損なわれたことによる信用の失墜に対する損害賠償を請求した。

争 点 : 被告による著作権および商標侵害を理由に、終局的差止命令および損害賠償が原告に認められるか。

判決：裁判所は以下の通り判示した。すなわち、映画「Ram Gopal Varma ki Aag」は、それが SHOLAY のリメイクであるという印象を与えており、また、SHOLAY の歌詞や会話などを使用しているため、原告の著作権を侵害している。仮に当該映画が翻案物とみなされたとしても、原告の許可なく制作された侵害作品であるため、詐称通用にあたるであろう。また、被告はこれに対する有効な根拠を提出できておらず、原告の著作人格権も侵害している。

これに従い裁判所は、映画 SHOLAY またはその構成部分の複製による当該映画の著作権侵害を被告に禁じる終局的差止命令を下した。また、100 万ルピーの懲罰的損害賠償の支払いも命じた。

1.2.10 Honeywell International Inc. 対 Pravin Thorat & Ors

法廷：デリー高裁

判決日：2015 年 8 月 24 日

案件番号：CS (OS) 3784/2014

事件概要：原告は、被告に対して商標「Honeywell」の侵害に関する終局的差止命令を求めて訴訟を提起した。原告は、宇宙事業、自動化・制御ソリューション、機能材料・技術、および輸送システムなどの事業を手掛けており、インドでの事業は、完全子会社である Honeywell International India Pvt. Ltd.を通じて行っている。

主張によると、「Honeywell」は恣意的商標であって、一般的な言い回しにおける意味や業界に特化した特別な意味はなく、当該商標は 100 年かけて非常に高い名声と信用を獲得した。

被告は、菓子製造に従事しており、原告商標を利用して、店舗で当該製品を販売していた。

争点：原告が主張する被告による原告商標の侵害に対して、終局的差止命令を付与することができるか。

判決：原告の商標権を認めるデリー高裁の命令、国際商標協会（INTA）が当該商標をインドネシアにおける周知商標と認めていることを証明する文書、および当該商標が中国と台湾でも周知であると証明する文書を鑑み、裁判所は、当該商標が「有名」または「周知」であるとみなされると結論付けた。当該商標がインドを含め世界中で長きにわたり継続的かつ広範囲に使用されてきたことから、原告は、Honeywell 商標が持つ非常に大きなコモンロー上の権利を享受していた。当該商標は恣意的商標であるため、被告には、自身の製品およびサービスにこれを採用する正当性がなかった。当該商標と誤認するような標章を不正に使用することにより、被告が原告商標の名声と信用に乗じて利益を得ようとしていたことは明らかであり、このような不正使用により、Honeywell 商標関連物品の排他性および独自性が徐々に削り取られていくことになった。

裁判所は、被告に Honeywell 商標の使用を禁止する終局的命令を下し、さらに、原告に対する 30 万ルピーの懲罰的損害賠償金の支払いも命じた。

1.2.11 Indian Express 対 Chandra Prakash Shivhare

法 廷：ムンバイ高裁

判決日：2015年10月23日

案件番号：2010年訴訟番号第2854号

事件概要：原告は、新聞・出版事業を行う有名で人気の高い「The Indian Express」グループの所有者兼経営者で、内々にグループ内での権原移譲を実施していた。被告はマディヤ・プラデーシュ州モレナに居住する出版者で、「The Indian Express」とデーヴナーグリ文字（JETRO 註：ヒンディー語等に使われる文字）で書かれた刊行物または新聞の発行および限定配布を短期間行ったと主張している。

原告は、2009年5月に被告が報道法に基づきインド新聞登記官（RNI: Registrar of Newspapers for India）に「The Indian Express」を登録しようとしたことを知ったと主張している。被告は、「別の言語」で「The Indian Express」を使用していると主張し、さらに、原告は英語でおよびモレナ以外の場所ではデーヴナーグリ文字でも「The Indian Express」を引き続き使うことができ、少なくともマディヤ・プラデーシュ州モレナでは、被告には、侵害の責めを負うことなく「The Indian Express」を自身の新聞の題名として使用する権利が十分にあると述べた。

争 点：デーヴナーグリ文字で「The Indian Express」を使用することは、原告登録商標の侵害となるか。

判 決：ムンバイ高裁は、商標の名声および信用はその登録地、または新聞の場合はその印刷地という地理的制約を受けると規定する法律は存在しないと判示した。信用および名声は使用されることにより生まれるものであり、新聞が「使用」されるのは、印刷された場所だけではなく、それが配布される場所もそれがどこであれ含まれる。

裁判所は全国日刊紙の The Hindu を例に挙げ、当該紙はムンバイで発行されているわけではないがムンバイで購入することができ、インド南部で発行されている多くの雑誌も同様であると述べた。コルカタの新聞も、オンライン版という形でどこでも利用することができる。外国の新聞も、The New York Times から The Economist に至るまで、インド国外で発行されているがインド国内で流通している。

裁判所は被告の主張に反論し、発行場所は明らかに無関係であること、また、原告側は広範囲にわたる流通と長期間の使用をはっきりと証明したことを指摘した。

さらに、裁判所は、マディヤ・プラデーシュ州モレナで発行し配布するために、また、報道法に基づく登録のために「The Indian Express」という名称を選んだ被告の意図に疑問を呈し、インドには数多くの刊行物および新聞があるにも関わらず、被告は特定のタイトルを選んだと述べた。

最終的に裁判所は、被告による「The Indian Express」のデーヴナーグリ文字での使用は、原告の登録商標を侵害すると判示した。このため、裁判所は被告に対して差止命令を出し、「The Indian Express」をそのままの形であれ、その他の語や記号であれ、また英語またはその他の言語や文字で使用し、本件で言及されたものを含むがそれに限定されない原告の登録商標を侵害することを一切禁止した。

1.2.12 Midas Hygiene Industries Pvt. Ltd. 対 Sudhir Bhatia

法 廷：デリー高裁

判決日：2015年11月9日

案件番号：RFA (OS) 第239/2011号、第240/2011号および第241/2011号

事件概要：控訴人は、チョーク形状の殺虫剤および農薬のインドにおける草分け的存在であると主張しており、1989年に、「Krazy Lines」および「Laxman Rekha」の商標ならびに著作権登録を行った。被控訴人は、「Krazy Lines」および「Laxman Rekha」の著作権の取消を著作権委員会に申請し、後に両方とも取り消された。本件は、著作権法第72条に基づく命令により提起されたものである。

控訴人は、自社の美術著作物は、意匠法の定義に含まれないため「意匠」として登録することができないと主張した。被控訴人は、控訴人の著作物は同法に基づき登録可能であり、それ故、50回を超えて複製されると著作権が消滅するという著作権法第15条(2)に該当すると反論した。

争 点：「意匠」は、2000年意匠法に基づき商品のパッケージラベルに存在するか、また、当該ラベルに与えられた著作権は、著作権法第15条(2)を理由に無効となるか。

判 決：裁判所は以下の通り判示し、意匠、著作権および商標という3つの知的財産権の紛らわしい重複部分を明確にした。すなわち、著作権はアイデアの独創的な表現を保護するものである。一方で意匠は、いかなる物品にも適用される「形状、模様および輪郭」を意味し、商標は、製品の出所を示してその生産者を関連付ける識別性を保護する。裁判所はまた、物品に適用される「美術品」は、意匠と著作権の両方で保護することができる述べたが、このような「美術品」における著作権保護は以下の2つの条件においてのみ可能である。その条件とは、当該美術品が意匠として登録されていないこと、また、その所有者、ライセンシーまたはその他の者により産業的過程で50回を超えて製造されたいかなる物品にも適用されていないことである。裁判所はさらに、パッケージ容器に貼付もしくは印刷されたラベル、または美術品となるラベルが印刷されている容器もしくはパッケージが意匠登録可能であると意匠法では規定されていないと指摘した。また、控訴人が使用したラベルは、製品のブランドおよび出所を示しているため商標であり、特定の色彩の組合せを含みかつ定型化されているため著作権の対象ともなるが、「意匠」の定義からは除外されると判示された。

1.3 著作権

1.3.1 Phonographic Performance Limited 対 Union of India

法 廷：デリー高裁

判決日：2015年1月9日

案件番号：W.P(C) 8144/2011、W.P. (C) 7724/2011

事件概要：ラジオ局「Radio City 91.1 FM」は、フェーズ1ポリシーに基づいて、バンガロール、ムンバイ、デリー、ラクナウ、パトナおよびナグプールなどの都市でFM放送を行うライセンスを保有しており、2001年に、Phonographic Performance Limited (PPL) の上演題目の録音に関する強制実施権を著作権委員会に請求した。同委員会は、PPLが管理する当該作品に関する強制実施権をRadio Cityに認めるよう著作権登録官に指示した（2010年8月25日付命令参照）。その一方でRadio Cityは2005年に、FM帯域幅割り当てに関するインド政府のフェーズ2ポリシーに従い、さらに15都市のライセンスを確保した。そして著作権登録官は、当初強制実施権が請求されていた都市だけでなく、Radio Cityが後にFM放送権を取得した15都市についても強制実施権を認めた。PPLは、この命令に対し令状を提出した。

争 点：著作権委員会の命令に続いて付与される場合の、1957年著作権法に基づく著作権登録官の強制実施権付与権限。

判 決：裁判所によると、Radio Cityに強制実施権を認める著作権委員会の命令を受け、PPLは既にマドラス高裁へ控訴しており、係属中となっていた。著作権登録官の命令に関して、裁判所は、申立人が著作権登録官の命令を不服とする場合、著作権委員会に申立をするか、当該命令の範囲を明確にするよう求めるべきだったという見解を示した。PPLがこのような対応を怠ったことから、高裁は救済措置を認めず、救済措置は、PPLがマドラス高裁で勝訴できるかにかかっていると判示した。

1.3.2 The Indian Performing Rights Society 対 Union of India

法 廷：デリー高裁

判決日：2015年3月13日

案件番号：WP/ 2384/2014

事件概要：Indian Performing Rights Society (IPRS) は、著作権法第33条および1958年著作権規則に基づき、著作権団体として登録されていた。1957年著作権法は2012年に大幅に改正され、1958年著作権規則は2013年著作権規則に置き換えられている。これらの改正は2012年6月21日に施行され、当該改正により、改正以前に登録された著作権団体はすべて、改正から一年以内に再度登録をすることが必要となった。IPRSは2013年5月8日に登録を申請したが、申請は後日撤回された。一方、インド政府は、2014年2月27日付で命令を発出して、IPRSの機能及び運営において不法行為が見られるため、調査官を指名してこれを調査する必要があると発表し、担当調査官を指名した。IPRSは、中央政府による当該命令を不服として令状を提出し、IPRSは著作権団体ではなく、2013年6月21日（当該改正から一年後）以降その機能を停止しているため、政府が後の命令によってIPRSの業務を調査することはできないと主張した。

- 争点**：著作権団体が団体として機能していないという抗弁をする場合に、中央政府が当該団体の事業を取り調べる権限。
- 判決**：裁判所は、著作権団体は、団体としての機能を停止していることを理由に政府の取り調べを回避することはできないという見解を示した。著作権法および規則に違反した不法行為、不正行為および不正な運営が行われていた時点で IPRS は著作権団体として機能していたため、その後の団体登録に空白期間があるものの、インド政府には、著作権法違反容疑に関連して取り調べを行う権限があった。よって、裁判所は、当該令状請願には値しないと判示し、これを棄却した。

1.3.3 Tekla Corporation & Anr 対 L Vankadesan & Anr

法廷：デリー高裁

判決日：2015年6月3日

案件番号：CS (OS) 1116/2015

事件概要：原告は、ソフトウェア製品および関連サービスの開発・販売を行っていた。原告の訴状によれば、被告は原告のソフトウェアを事業で使用していたが、被告が持つ当該 TEKLA ソフトウェア製品の使用許諾は被告の使用状況に見合うものではなく、実際のところ、ライセンスがほぼまたは全くない状態で原告のソフトウェアの使用を享受していた。

原告は、著作権で保護された自社ソフトウェアが被告によって不正に複製されているため著作権が侵害されており、原告側に回復不能の損失と損害が与えられたと主張した。

争点：被告による原告ソフトウェアの使用方法は、著作権侵害にあたるか。

判決：被告は、問題のソフトウェアの所有者は原告であると認め、両者は和解した。被告は、原告の多種にわたるソフトウェアプログラムを不正に使用・複製して原告の著作権を侵害したことも認め、今後はこのような権利侵害が起こらないよう自社の IT インフラに然るべき注意を払うと約束した。

被告は、原告が IT Compliance Association (ITCA) を通して、当該和解申請に署名後 5 年間は、被告のコンピュータシステムに組み込まれている原告ソフトウェアの監査を毎年予告なしに実施する権利を得ることに同意した。また、原告側の訴訟およびその他関連費用 80 万ルピーを負担することも裁判所に約束した。

被告側は、ソフトウェアライセンスを取得して税金を除いた料金を支払うこと、また、請求書をライセンス購入の証拠として提出し、原告代理人が満足するよう当該請求書および領収書を送付することで合意した。

1.3.4 Krishika Lulla 対 Shyam Vitthalrao Devkatta

法廷：最高裁

判決日：2015年10月15日

案件番号：2013年刑事上告第 258 号および 2013 年刑事上告第 259 号

事件概要：被上告人は「Desi Boys」という物語のあらすじを書き、その著作権を主張している。当該あらすじは、2008年11月25日に映画脚本家協会（Film Writers Association）に登録された。映画監督の息子である David Dhawan がコメディ映画のストーリーを必要としていると友人の Ramesh Bhatnagar 氏から伝えられ、被上告人は、2009年10月14日に、ストーリーの構想をあらすじの形で Eメールに添付し、「添付を見てくれ。」と書いて Bhatnagar 氏宛てに送付した。同氏は翌日、このストーリーを「単なるアイディア」と断った上で Ahsan Sagar 氏へ転送した。これと同じ短いあらすじが、「Desi Boys」というタイトル付きで転送されている。また、これがセリフのすべてに入った完全なストーリーでも脚本でもないことは、記録にある写しから明らかである。その後、友人の Bhatnagar 氏には何の返信もなかったが、被上告人は突然、「Desi Boys」（実際の綴りは「Desi Boyz」）というタイトルの映画の宣伝広告を見ることとなった。当該映画は、その後2011年11月25日にインド全国で公開された。被上告人は、上告人が当該映画を通して「Desi Boys」というタイトルの著作権を侵害したと主張した。被上告人によると、「Desi Boyz」をタイトルとして採用することは、「Desi Boys」という映画のタイトルの著作権を明らかに侵害する。また、被上告人は当該映画を見ていないことを認め、映画のストーリーのうち自身が書いた部分が侵害を受けていると明言できないと述べた。さらに、被上告人は、「Desi Boys」のストーリーの著作権を侵害している映画に関する主張は行っておらず、そのような主張を見てもいないと述べた。

上告人は、当該映画は Milap Zaveri 氏が2009年9月2日付の契約に基づいて執筆したストーリーに基づいて作られており、同氏への報酬は小切手で支払われていると主張した。当該映画の撮影は2010年11月7日に開始され、翌年の10月12日に被上告人の知るところとなった。

争点：言語著作物である「Desi Boys」のタイトルに著作権は存在するか。

判決：裁判所は両当事者の主張を考慮し、上告人によると、映画の基となるストーリーはある著作者によって書かれたもので、当該著作者へは被上告人の申立よりも前に一定額が支払われていると指摘した。

また、裁判所は、創作的な言語著作物の保護を規定する1957年著作権法第13条を解釈し、タイトルだけではそれに続くストーリーや筋書きがなく著作物としては不完全な状態であるため「著作物」とはみなされないと述べ、「著作物」とはタイトル自体ではなく主な内容を指すと定義した。また、インドで一般的な2つの語から成る「Desi Boys」というタイトルは、文学的でも創作的でもないとして指摘し、当該タイトルには著作権は存在しないと述べた。このため、単なるあらすじやストーリーのメモが言語著作物に当たるかを検討する必要はない。確かに、被上告人は「Desi Boys」という名前で映画を制作したわけではないが、被上告人が唯一不服としているのは、自身がストーリーの真髄であると考えているタイトルの著作権が侵害されており、それが複製されることで全てが奪われてしまうということである。

このため、裁判所は、「Desi Boys」というタイトルを言語著作物とみなすことはできず、また、1957年著作権法第13条に基づき、当該タイトルに著作権は存在しないと判示した。さらに、著作物のタイトルに著作権は存在し得ないという確立された立場を立証した、マドラスおよびデリー高裁ならびに海外の裁判所の判例に言及し、言語著作物のタイトルに著作権は存在しないこと、また、原告または告訴人がこのような

点を根拠に救済を得る権利を有するのは、詐称通用またはこのようなタイトルを含む登録商標に関する訴訟においてのみであると判示した。「Desi Boys」というタイトルに著作権は存在しないことから、侵害が起こることはない。

このことから、通常、著作物のタイトルは著作権保護を受けることができないと判示された。このアプローチは、著作権を利用して一般的な表現に対する独占権を得て、様々な形態の知的財産表現 (intellectual property expression) を抑圧すべきではないという点を考慮に入れたものである。

1.3.5 Ferani Hotels Pvt. Ltd. 対 State Information Commissioner and Ors.

法 廷 : ムンバイ高裁

判決日 : 2015年10月30日

案件番号 : 令状請願 (L) 2015年第1806号

事件概要 : Nusli Neville Wadia氏は、Ferani Hotels とムンバイ市内の不動産開発に関する契約を締結したが、両者間で意見の相違が生じたため、最終的に同氏が当該契約を解除した。当該開発契約と委任状が有効に解除されたという宣誓書に基づき、同氏は民事訴訟を提起し、Ferani Hotels に対してある土地開発に関する文書を請求したが棄却された。

Wadia氏は、情報開示法 (Right to Information Act、以下、「法」) 第6条(1)に基づき、公共情報担当官 (Public Information Officer) に対し当該土地に関する情報を求める申請書を提出し、物件カード (property card)、全レイアウト、図面、修正などの認証文書を請求した。Ferani Hotels は異議を申し立て、同氏が求める情報は公共の利益または社会的利益が目的ではなく、同氏の個人的な興味のためのものだと主張した。

Ferani Hotels は、情報がWadia氏へ暴露されることにより、自身の事業だけでなく知的財産権も損害を被るであろうと主張した。当該情報請求は公共情報担当官により棄却された。Wadia氏はこの決定を不服として控訴し、そのうちの一部が認められ、物件カードの写しは提供されることとなったが、その他の文書に対する請求は棄却された。

Wadia氏は、インド政府の情報コミッショナー (State Information Commissioner) へ再び控訴し、同コミッショナーはそれを認め、同氏が請求する情報を提供するよう指示した。同コミッショナーは、当該開発案は公衆に関連したものであったことから、公共の利益が求めているのはWadia氏の求める情報が提供されることであるという見解を示した。Ferani Hotels は、この決定を不服としてムンバイ高裁に控訴した。

争 点 : 1. 民間建築業者が地方自治体に提出した開発計画に関する文書は、情報開示法の範囲内となるのか。
2. 情報の開示により、Ferani Hotels の著作権が侵害されることになるのか。

判 決 : 裁判所は、情報開示法の目的は透明性と説明責任の促進であると述べ、情報に対する権利を定義する第2条(j)の解釈に基づき、Ferani Hotels がムンバイ自治体にレイアウトおよび図面を提出していたことから、当該文書は公共性を持っていたと判示した。このような公共に関する情報が公開されていなければ、法の目的が果たされなくなることは疑いの余地がない。

Ferani Hotels は、自身が提出した図面には著作権が存在するため、このような情報の開示は法第 9 条の規定に反すると主張した。裁判所は、情報を提供するだけでは著作権の侵害には至らないと判示した。本件では、認証を受けた複製においてまたは有効な法律に沿った著作物の複製を認める著作権法第 52 条(1)(f)が引用され、Wadia 氏への情報の開示は著作権の侵害にはあたらないと判示された。

2. 調査手法

- 2.1 データ収集分析のために、司法当局・準司法当局のホームページで案件を照会した。これらのホームページは通常、終局判決とともに、新受・係属・既済案件に関するその他の情報を提供しているが、各司法機関により異なる手法を取っている。本調査では調査対象の裁判所から可能な限り網羅的に情報を収集したが、知的財産に係る全ての案件が網羅されていることを保証するものではない。
- 2.2 デリー高裁及びムンバイ高裁では、同ホームページ上で事件目録のアーカイブを閲覧可能であり、特許法、商標法、著作権法、意匠法などの知的財産関連事件について抽出した。
- 2.3 知的財産審判委員会では、公開データは終局審決に限定され、事件目録のアーカイブは提供されていない。したがって、本調査によるデータは、これらのパブリックドメインで利用可能な記録や検索方法により制限されている。
- 2.4 2015年1月及び2月中に各高裁において知財事件の第1審を管轄した裁判官は以下の通り。

デリー高裁	Najmi Waziri 裁判官 Jayant Nath 裁判官 Indermeet Kaur 裁判官 Manmohan Singh 裁判官 Hima Kohli 裁判官
ムンバイ高裁	S.C Gupte 裁判官 G.S Patel 裁判官

- 2.5 2015年3月中に各高裁において知財事件の第1審を管轄した裁判官は以下の通り。

デリー高裁	Najmi Waziri 裁判官 Jayant Nath 裁判官 Indermeet Kaur 裁判官 Manmohan Singh 裁判官 Hima Kohli 裁判官
ムンバイ高裁	S.C Gupte 裁判官

- 2.6 2015年4月、5月及び6月中に各高裁において知財事件の第1審を管轄した裁判官は以下の通り。

デリー高裁	Najmi Waziri 裁判官 Jayant Nath 裁判官 Indermeet Kaur 裁判官 Manmohan Singh 裁判官
-------	---

	Hima Kohli 裁判官
ムンバイ高裁	S.C Gupte 裁判官 G.S Patel 裁判官

2.7 2015年7月、8月及び9月中に各高裁において知財事件の第1審を管轄した裁判官は以下の通り。

デリー高裁	Najmi Waziri 裁判官 A.K. Pathak 裁判官 Valmiki Mehta 裁判官 Manmohan Singh 裁判官 Hima Kohli 裁判官
ムンバイ高裁	Kathawalla 裁判官

2.8 2015年10月、11月及び12月中に各高裁において知財事件の第1審を管轄した裁判官は以下の通り。

デリー高裁	Najmi Waziri 裁判官 A.K. Pathak 裁判官 Valmiki Mehta 裁判官 Manmohan Singh 裁判官 Hima Kohli 裁判官
ムンバイ高裁	Kathawalla 裁判官